

議会全員協議会会議録

1 開会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年6月14日(金)午前10時50分開会
(2) 場 所 清川村庁舎 4階 住民センター集会室

2 議員現在総数 8名

3 出席者

- (1) 出席議員 細野洋一議長・山本雅彦副議長
(8名) 城所英樹議員・藤田義友議員・笠原和織議員
細野賢一議員・落合美和議員・小林大介議員
(2) 理事者側 岩澤吉美村長・川瀬久弥副村長
【総務課】 伊本貴志課長
【政策推進課】 岩澤勲課長
【環境上下水道課】 川島透課長・橋田善久副主幹
(3) 事務局職員 井上竹夫議会事務局長・佐藤周平副主幹

4 欠席議員 なし

5 傍聴者 なし

6 案件

- (1) 清川村熱中症予防対策について
(2) その他

7 経過

- ◎ あいさつ ① 細野議長
② 岩澤村長

◎ 案件

- (1) 清川村熱中症予防対策について
・資料1により、環境上下水道課 橋田副主幹から説明される。

【質疑等】

- ・藤田議員

冷房温度の設定が低く抑えられていると思うが28°では熱中症になりますよ。その辺の対応はどう考えているのか。

- ・川島課長

資料2ページに指定暑熱避難施設を掲載しております。特別警戒情報

が発出された場合に、このクーリングシェルターを開設してくださいということで、この施設については、通常より温度を下げていただき、涼んでいただくというお願いをしています。

・藤田議員

年中暑い訳であるから、温度設定を低くすれば良いのではないか。これは綺麗ごとであり具体性をもった方が良い。アラートが出たから対応するでは自己満足である。しっかり内部で調整して村として対応してもらいたい。

・岩澤村長

以前、国はエアコンの温度を28°に設定しましょうと言っていましたが、室内は28°以上になってしまふ。村の方でも室温が28°に下がるように対応しています。とにかく熱中症にならないような対策は講じていきます。アラートが出た場合は、子供や高齢者が心配ですので、注意喚起を早めにし、住民へ情報を流していくことで対応していきたいと思っています。

・細野（賢）議員

この期間の中に防災訓練がありますが、アラートが出た場合は中止にするという理解でよろしいか。

・川瀬副村長

アラートが出た場合には中止となります。そういった情報は直ぐに流すようにします。また、防災訓練に限らず他の行事についても同様の対応となります。情報については議会とも共有を図りながら進めて参ります。

(7) その他（理事者側から）

・岩澤村長

これから村の方向性についてお話をさせていただきます。地域おこし協力隊の募集を行っていこうと検討しております。内容は、お茶（農業）に関わる地域おこし協力隊を複数名公募していこうと考えております。お茶の価格が非常に低いということで、チャピアも管理しきれなくなつており、個人に返されてしまい、個人が伐根してしまうような事も起きています。また、農地の荒廃化を無くしていこうということで、そういったことに携わっていただくために地域おこし協力隊を募集して、お茶や農業に従事していただいて、後には村の生産物を利用した独自産業化を図っていただけるような取り組みを行うため募集をしていきたいと考

えております。今度内で調整を行っております。方向性がでましたら、また報告をさせていただきます。

・川瀬副村長

6月12日に熊出没の放送を流しました。役場の下の川で見かけたとの情報で、現地を確認しましたが痕跡は見つかりませんでした。本日までパトロールを実施しています。

(6)-1 その他（議員から）

・城所議員

6月定例会の議員提出議案第3号については、定例会前の打合せと一緒にですが、議会運営委員会においては先例により賛成者を得ずして提出されました。また、第1日の議員提出議案第4号に対する質疑の中で議題外の質問をしたことについて、議員として相応しくないとの意見が出たほか、懲罰や謝罪のうえ始末書の提出を求める意見が出ました。この件について議員皆様の意見をお聞きしたい。

・細野議長

先の議員提出議案については、賛成者が無く、取り下げも無く先例にも従わなかった。もう一つは、先般本会議の中で、これも先例にありますように議題外のことについて質問を繰り返したという話があった。これについて、懲罰という話もあったが、小林議員からの謝罪と謝罪を含めた始末書の提出を求めることが議会運営委員会で決定したということでおろしいかと思います。このことについて、皆様からの意見をお伺いしたい。

・細野（賢）議員

議題外の質問については問題があると思う。

・細野議長

1人で議員提出議案を作って、賛同者もなく、そのままにしておくということは、自分で出した物は自分で始末するということは当たり前の話であると思う。先例にあってないのだから、本来ご自分で取り下げをすれば、それで済んだ話である。

・細野（賢）議員

初日に2人集めなさいと言われて、何か行動したのか分からぬ。その辺を聞いてみたい。

・細野議長

初日に伝えた2名以上の賛同者を集めるためにどの様な行動をとったのか、また、議案外の質問について、本人はどう考えるのか、この2点について確認したい。

・小林議員

1点目の賛同者の話ですが、事前に規則を確認して賛同者の人数規定がないということで事務局に提出をさせていただき受け付けられました。ということですので、受け付けていただいたことから、その先は私の手を離れ、議会運営委員会の皆さんで決めていただき、回答を待っていた状況です。

1日目の朝に議会運営委員会預かりになったと伺って、そういう決定かと思った。内容は「先例である」とのことでしたが、先例は明文化されていないので、その解釈が正しいのかという疑義もあったが、そのような議論をする場もありませんでしたので、一旦そのまま待つ形でいました。私から手が離れたものですので、自分で取り下げというのは、おかしいのかなと思い待っていた。本日の朝、議会運営委員会が開かれ、預かりのまま閉会する扱いとなった。

先例について、従う、従わないについて解釈の仕方で、ずれが出てしまうのも事実なので解釈の仕方で決めるのはどうかという部分もありますが、議会運営委員会の決定ということであれば合議体ですので、今回は議案が閉会で流れるということを承知しました。

もう一点の方は、議題外であったということですが、私は議案に関する質問であったと思っています。解釈の違いかなと思いますが、具体的にどの部分が懲罰に値するのか後ほど聞かせていただければと思います。

・笹原議員

解釈を言われると話し合う意味がなくなってしまう。その辺を踏まえてもう一度お答えをいただきたい。

まず1点目の規則13条で議員提出議案の人数が書かれていない件ですが、一般的に前後の条文であるとか法の趣旨に従って解釈する。その場合に、従来の清川村議会の解釈はどうであったのかというと、他の条文も2名であることから、2名の賛成者を出しなさいという解釈をしてきたわけで、その結果が先例として残って現実の規範として動いてきた。今までも、議員提出議案でそれがしっかりと行われてきて、なぜ今回だけ特殊に違うやり方をなさるのか、どうしてその必要があるのか、しっかり説明していただきたい。

2点目は、議員提出議案第4号に対しての質問の中でも反問権という形で議場の中で行いましたが、明らかに現在の国会の審議の方向性につ

いて、清川村議会としてこういうことを求める議案に対して、自民党という一定の政党の名前を出して批判しなければいけない、あるいは国会審議中の個人的な考え方を求められるということが、なぜ関連しているのかということをお答えいただきたい。また、議員提出議案第4号に賛成討論までして賛成していただいたのに、小林議員が提出された議員提出議案第3号というのは、一体どこが違うのか。この3点について明確に説明をしていただきたい。

・小林議員

1点目ですが、人数規定が明文化されていない。別に賛同者を立ててはいけないというわけでもないと思っていたので、今まで賛同していたのにという部分は別に賛同者が2名とか3名いても構わないし、連名で出すことも良いですし、別に最低何人いなければいけないという部分もないと私は解釈していました。

・笹原議員

個人的な解釈ではなくて、清川村議会は先例という形で、他の動議などと同様に3名で行うという慣例を作ってきたわけです。それを合意の上で歴史を積み重ねてきたわけで、小林議員も従ってきたにも関わらず、なぜ今回に關してだけ書いてないから良いと言えるのか。

・小林議員

先例というのは、明文化されていないものですので非常に恣意的な解釈ができてしまうと思います。

例えば、一般質問は3問までですよ、一つの質問に対しては3回までの受け答えですよ、という慣例であったり先例という言葉で表されるものが沢山あると思う。ものによっては、尊重するものもあるし、尊重しないものもあると思う。

・細野議長

問題を変えないでもらいたい。質問された内容について回答をお願いします。

・藤田議員

一般質問の話をしているわけではないので、しっかり回答を。

・細野議長

先例というのは、議会は合議体であり議会の中で決めたことを先例で議会運営を進めてきた訳であり、明文化していないという議論は別の話

である。それで議会が合議体として決めたことに、なぜ従えないのか。

・小林議員

全く外れてなくて同じ話であると思う。先例で一般質問は3問までですよと言っている。でも4問出す人もいるので先例は破ってもいいということを実際行っている方もいる。

・藤田議員

今は全体のことを議論している訳ではない。議会運営委員会軽視について話をしている。一般質問は何問までについて議会運営委員会で話題にはなっていない。提案された議案について話をしているので、議論を逸らさないでほしい。

・笹原議員

ご自分が今指摘されている議員提出議案の扱いと、一般質問の3問というのは分けて考えるものだと思う。まず、自分のなさった事に関して、どう評価して反省するかである。そこをしっかりと行うべきであり、その上で、一般質問のルールを協議すべきである。また、規則に不備があるのであれば、議員の皆さんに意見を聞くことを先にすべきであった、ということを反省すべきと思う。

・細野議長

付け加えますが、今ここにいる議員さんでおかしいと思っていないのは、小林議員だけと思うが、それをどう思いますか。

・小林議員

合議体ですので、1人がおかしいと思うことは良くある話であると思います。あなただけですよというのは民主主義に反すると思う。なので、現時点では、この中で私だけかもしれないですが異論がありますので主張をさせていただいておりますし、皆さんも耳を傾けていただきたい。

・細野議長

最終的に議論がかみ合わないのはわかりました。先ほど委員長がお話をされた始末書と謝罪について、どうお考えでしょうか。

・小林議員

他の論点が残っていますが、謝罪と始末書については、納得できていないので、現時点では対応しません。もちろんまだ議論尽くされていないと思いますので、別の機会にご意見を伺いたいと思います。私はまだ

始末書とか謝罪に当たらないと判断しています。

・細野議長

議会運営委員会が判断したこと及び先例について理解ができない。

・細野（賢）議員

しっかりルールを作れば良いと思います。

・細野議長

現在検討中の議会基本条例で整理していく。

・細野議長

最後に小林議員からなにかありますか。

・小林議員

規則に人数が書かれていなか、先例によって賛同者を探さなければならぬと決め切ってしまうのが良いのかというのが議論であったと思う。なので、あえて賛同者を探すことはしませんでした。細野議員が言われるようにルールを決めるることは大賛成です。先例に従うかは個々の判断になると思いますので、しっかりルールを決めるることは良いことだと思います。

・笹原議員

議員提出議案の提出と一般質問を一緒扱ってルール化して抽象化してしまえば、それはそうかもしれません、しかしながら小林議員の基本的な政治姿勢からしても自ら議題として皆さんに働きかけをしないで、今回は今まで従ってきた先例を単なる解釈にすぎないと言っている。やり方として今回、何か意図があったのかと思う。意図的に自分が好き勝手しているだけではないか。言いながらルール化には賛成ですと言っていることは対比している。一般質問は3問まで、議員提出議案の賛同者は2名という先例について、なぜ問題にしなかったのか。

・細野議長

最後にまとめますけど、反省文の提出と謝罪は行わないということでお小林議員よろしいですか。

・小林議員

はい。

・細野議長

議会のルールとして、合議体ですから議会で決定したことは非常に重いです。それに従えないということは重大なことあります。

(6)-2 その他（議長から）

- ・議会基本条例について検討を進めているので任期中には制定したいと考えている。

(6)-3 その他（事務局から）

- ・7月及び8月の議会日程について説明を行った。

◎ 閉 会 細野議長

8 閉会の日時 令和6年6月14日（金）午前11時46分閉会